○農林水産省告示第五百八十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月十七日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第29786号
2　登録年月日　令和５年７月14日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　精あきまゆ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第29802号
2　登録年月日　令和５年７月14日
3　農林水産植物の種類
Chrysanthemum L.
4　登録品種の名称　セイセレナイト
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
イノチオ精興園株式会社
広島県府中市鵜飼町531番地８

○農林水産省告示第五百八十一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月十九日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第26112号
2　登録年月日　平成29年７月18日
3　農林水産植物の種類
Geranium L.
4　登録品種の名称　BREMDREAM
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Alan Bremner
Bendigo, St Ola, Kirkwall, KW15 ISX Orkney United Kingdom

○農林水産省告示第五百八十二号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月二十六日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第23470号
2　登録年月日　平成26年７月25日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　ララハッピー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本デンドロビューム園
岡山県岡山市南区浜野１丁目12番30号

1　登録番号　第23472号
2　登録年月日　平成26年７月25日
3　農林水産植物の種類
Dendrobium Sw.
4　登録品種の名称　ニューアンジュ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
株式会社山本デンドロビューム園
岡山県岡山市南区浜野１丁目12番30号

1　登録番号　第23476号
2　登録年月日　平成26年７月25日
3　農林水産植物の種類
Dioscorea L.
4　登録品種の名称　岐阜　さろ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
増田文雄
岐阜県揖斐郡池田町片山2358番地

1　登録番号　第23496号
2　登録年月日　平成26年７月25日
3　農林水産植物の種類
Wrightia antidysenterica (L.) R. Br.
4　登録品種の名称　カオヤイ
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
有限会社ジッポー
静岡県磐田市東貝塚80番地

○農林水産省告示第五百八十三号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、令和六年七月二十七日に消滅したものとみなされる。

令和七年四月十日

農林水産大臣　江藤　　拓

1　登録番号　第21866号
2　登録年月日　平成24年７月26日
3　農林水産植物の種類
Sorghum Moench
4　登録品種の名称　華青葉
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
長野県
長野県長野市大字南長野字幅下692―２

1　登録番号　第26932号
2　登録年月日　平成30年７月26日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　フジミサムライブルー
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
住化農業資材株式会社
大阪府大阪市中央区高麗橋４丁目６番17号

1　登録番号　第26934号
2　登録年月日　平成30年７月26日
3　農林水産植物の種類
Limonium Mill.
4　登録品種の名称　08LPS7
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Green Harvest Pacific Ltd.
245 Bremner Road, RD2, Drury 2578, New Zealand

○経済産業省告示第六十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第一号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件）の全部を次のように改正し、令和七年四月十日から適用する。

令和七年四月十日

経済産業大臣　武藤　容治

災害名	地域		指定の期間
低気圧と前線による大雨に伴う災害	石川県	輪島市 珠洲市	令和六年九月二十一日から令和七年七月二十九日まで

○国土交通省告示第二百八十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年四月十日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
市之倉川

二　砂防法第二条の土地の表示
岐阜県多治見市笠原町字梅平の区域内の土地のうち、次の一点から八点までを順次結んだ線及び一点と八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35°17′30.5786″	137°08′32.7211″
2	35°17′30.0261″	137°08′33.0775″
3	35°17′29.7535″	137°08′33.0732″
4	35°17′29.4920″	137°08′33.2657″
5	35°17′31.2640″	137°08′30.8931″
6	35°17′31.2855″	137°08′31.0340″
7	35°17′31.1892″	137°08′31.6020″
8	35°17′30.6879″	137°08′32.2089″